

本審議会において提起された課題について

1. 清流の国ぎふ森林・環境基金事業における「岐阜県らしさ」について

県土の8割を占める豊かな森林や清らかな河川は、県民共有の財産であるという認識のもと、県土の保全や生物多様性の保全といった公益的機能を県民が将来にわたり享受できるように、自然環境の保全・再生を県民全体で支えていく。

●森林及び河川の保全・再生

- ・森林に関連する事業として、環境保全林整備事業、里山林整備事業及び観光景観林整備事業を実施。
- ・河川に関連する事業として、カワウ等の個体数管理、上下流域が連携した河川清掃活動、河川魚道の改修及び適切な維持管理、水田魚道の設置等による水みち連続性の確保を実施。
- ・各種団体が企画・立案・実行する森づくり・川づくり活動を支援する清流の国ぎふ地域活動促進事業を実施。

●ぎふ木育の推進

- ・岐阜県の豊かな森林や、木と共生する文化を次世代に引き継ぐために策定した「ぎふ木育30年ビジョン」の実現に向け、「ぎふ木遊館」と「モリノス」を核とし、子どもから大人まで幅広い世代を対象とした、段階的、継続的な教育・普及を推進。
- ・今後は、「ぎふ木育」を県全体に広く普及するため、指導者の育成やサテライト施設を整備。

●森林サービス産業の推進

- ・岐阜県の豊かな価値を有する森林空間を健康、観光、教育等の多様な分野で活用する森林サービス産業を育成し、岐阜県の山村地域における新たな雇用と収入機会を創出するため「ぎふ森のある暮らし推進協議会」を立ち上げ、活動の普及促進を行うとともに、森林空間の活用を図るための施設の設置・改修を実施。

●脱炭素社会の推進

- ・森林の二酸化炭素吸収によるオフセット・クレジットの活用を基本として、岐阜県独自の森林吸収クレジット制度の運用など森林吸収源対策の岐阜県モデルを構築し、岐阜県の豊かな森林を二酸化炭素吸収源としての森林の活用を促進。

① 森林部門

- ・環境保全林の整備(人工林の間伐等森林整備)
- ・里山林の整備(危険木の除去、バッファゾーン等の整備)
- ・脱炭素社会に貢献する森林づくり
(造林未済地等での再造林等【新規】)
- ・教育福祉関連施設木造化・木質化、木製品の導入
- ・木質バイオマスの利用促進
- ・ぎふ木育の推進
- ・森林空間の活用促進
(観光景観林整備、施設整備、森林空間活用の普及促進【新規】)

② 環境部門

- ・野生鳥獣の個体数管理
(ニホンジカ・カワウ等捕獲、担い手育成、調査研究等)
- ・自然生態系の保全・再生
(河川清掃、河川・水田魚道等の整備、モデル的な活動の促進等)
- ・脱炭素社会ぎふづくり

③ 共通部門

- ・地域活動の促進
(各種団体等が行う森づくり・川づくり活動等支援)

